

低所得者の方々への対応の考え方について

1 介護保険料について

(1) 現在の実施状況

介護保険料の減免（本市独自施策）

対象者：以下の全てに該当する第1号被保険者

- ・保険料段階が第3段階であること
- ・世帯員全員が市町村民税非課税であること
- ・世帯員全員の収入見込金額が世帯人数に応じた金額以下であること
単身の場合 119万8千円以下（月額平均 99,833円）
- ・別世帯の市町村民税課税者の扶養を受けていないこと
- ・全ての世帯員が別に定める資産を所有していないこと

減免内容：第3段階の保険料額（基準額の0.75倍）を第1・2段階の保険料相当額（基準額の0.5倍）に減額

対象者数

（平成23年8月末現在）

	対象者	年額保険料
第3段階該当者	22,464人	39,300円
うち軽減該当者	675人 (3%)	26,200円

保険料軽減実績

年度	件数	金額
平成19年度	1,129件	13,641,500円
平成20年度	1,227件	14,835,900円
平成21年度	1,267件	16,118,600円
平成22年度	1,278件	16,214,600円
平成23年度	675件	8,816,900円

平成23年度は8月末現在

介護保険料の保険料段階の細分化（本市独自施策）

ア 基準額の段階の細分化（特例第4段階）

対象者：以下の全てに該当する第1号被保険者

- ・世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は非課税であること
- ・本人の前年の「合計所得金額」と「課税年金収入額」の合計額が80万円以下であること

内容：基準額の1.0倍（第3期の第4段階）を第4段階（基準額の0.85倍）と第5段階（基準額の1.0倍）に細分化し、上記該当者を軽減

イ（参考）基準額を超える段階の細分化

対象者：以下の全てに該当する第1号被保険者

- ・本人が市町村民税課税であること
- ・本人の前年の「合計所得金額」が125万円未満であること

内容：基準額の1.25倍（第3期の第5段階）を第6段階（基準額の1.10倍）と第7段階（基準額の1.25倍）に細分化し、上記該当者を軽減

対象者数

所得段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
基準額に対する割合	0.85	1.0	1.10	1.25
年額保険料	44,500円	52,400円	57,600円	65,500円

年度	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成21年度	40,302人	20.8%	19,059人	9.8%	18,320人	9.5%	26,258人	13.6%
平成22年度	39,094人	19.8%	20,061人	10.2%	19,220人	9.7%	26,786人	13.6%
平成23年度	36,767人	18.8%	21,447人	11.0%	19,177人	9.8%	26,445人	13.5%

各年度末現在（平成23年度は8月末現在）。

対象者数は特別徴収と普通徴収の合計で併用の場合はそれぞれでカウントされています。

(2) 第5期の保険料設定に関する制度改正内容

特例第4段階の継続

世帯に市町村民税課税者がいるが、本人は非課税

（公的年金等収入金額＋合計所得金額）80万円/年

を満たす方について、5期においても引き続き保険者の判断により基準額倍率1.0より低い倍率の設定が可能。

現行第3段階の細分化

現行第3段階（市町村民税世帯非課税）に属する方のうち、

（公的年金等収入金額＋合計所得金額）120万円/年

を満たす方について、保険者の判断により基準額倍率0.75より低い倍率の設定が可能となる見込み。

【参考】第3期の保険料段階と第4期の保険料段階の比較

第3期(平成18年度～平成20年度)の保険料段階設定

区 分	段階	対 象 者	基準額に対する割合	
基準額より 軽減される 方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	0.5	
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	0.5	
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、第2段階の対象者に該当しない方	0.75	
基 準 額	4	本人が市町村民税非課税の方 (第1段階～第3段階に該当する方を除く。)	基準額 1.0	
基準額より 増額される 方	5	市町村民税を課税されている方で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	1.25	
	6	市町村民税を課税されている方で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	1.5	
	7	市町村民税を課税されている方で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.75	



第4期(平成21年度～平成23年度)の保険料段階設定

区 分	段階	対 象 者	基準額に対する割合	
基準額より 軽減される 方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	0.5	
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	0.5	
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)	0.75	
	4	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	0.85	
基 準 額	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	基準額 1.0	
基準額より 増額される 方	6	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.10	
	7	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.25	
	8	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	1.5	
	9	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	1.75	

(3) 次期計画策定に向けての検討の視点

現在，保険料段階第3段階に該当し，一定の要件を満たす方については，保険料の1/3を本市独自に軽減（基準額の0.75倍～0.5倍）しており，その軽減分は保険料に反映しています。

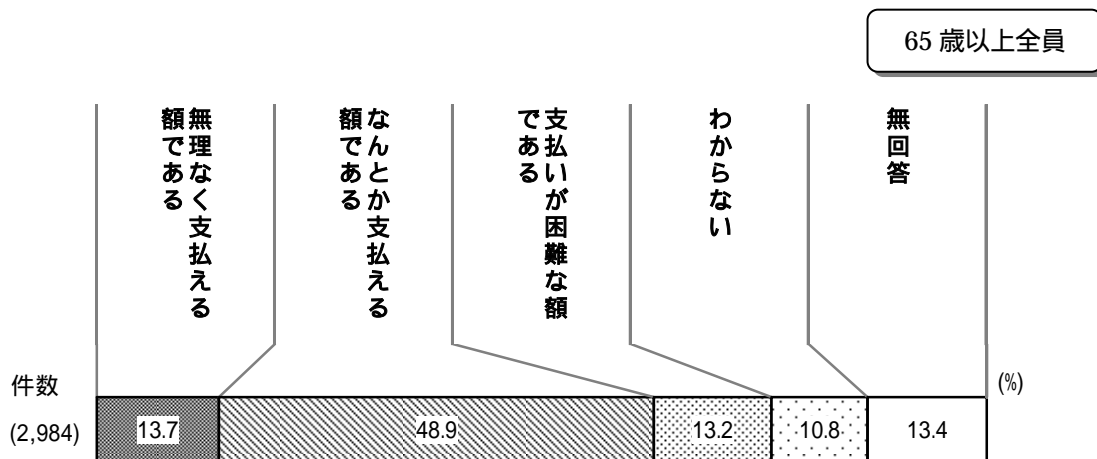
なお，軽減に係る収入基準（年度額）については，準拠する生活保護基準の改定がありました。平成17年の税制改正（高齢者非課税限度額の廃止）による影響等を踏まえ，現在まで据え置いています。

世帯人数	本市独自施策 収入基準	生活保護基準			
		15年度	16年度	17年度	18～23年度
1人	1,198,000円	1,197,200円	1,025,380円	980,260円	980,260円
2人	1,695,000円	1,694,850円	1,522,140円	1,477,020円	1,477,020円
3人	2,197,000円	2,196,670円	2,023,000円	1,977,880円	1,977,880円
4人	2,691,000円	2,691,070円	2,483,180円	2,438,060円	2,355,380円

国においては，第5期事業計画期間で第3段階の細分化についての制度改正を予定していることから，これと併せ当該軽減策を継続するかどうかについて考慮する必要があります。

次期計画期間においても，引き続き低所得者の方々への対応を継続する必要があると考えますが，その場合，対象者，収入見込金額等をどのような基準で設定していくかについては，今後，保険料段階設定の全体調整を踏まえ検討する予定です。

現在の保険料の負担感については，先に実施した「介護保険事業計画策定のための実態調査」において，「支払いが困難な額である」という回答は全体の13.2%となっています。



2 利用者負担について

(1) 現在の実施状況

介護サービスの利用者負担に対する軽減措置は次のようなものがあります。

高額介護（予防）サービス費の支給〔所得の状況等に応じた上限額の設定〕

高額医療合算介護（予防）サービス費〔所得の状況等に応じた限度額の設定〕

特定入所者（予防）介護サービス費〔食費・居住費の負担限度額の設定〕

社会福祉法人等による利用者負担軽減措置：平成 23 年度から，生活保護受給者の個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む）に係る利用者負担額についても軽減対象となっています。

旧措置入所者に対する利用者負担軽減措置：平成 22 年 3 月 31 日までとされていたが，当分の間延長されることとなっています。

災害その他特別の事情による利用者負担減額・免除措置

なお，本市独自の利用者負担軽減措置は実施しておりません。

(2) 制度改正内容

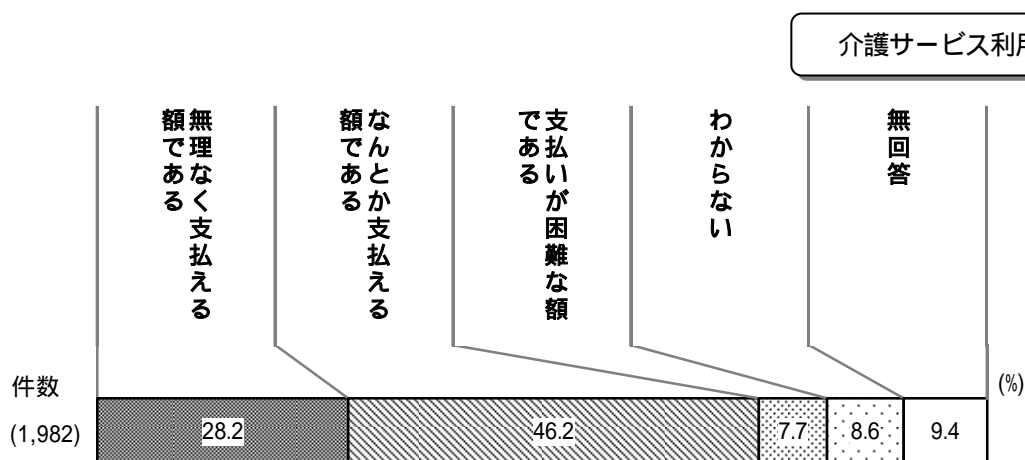
認知症高齢者グループホームの家賃等助成事業の創設

現在，国において，家賃，食材料費，光熱水費の費用負担が困難な低所得者を対象に，利用者負担の軽減を行っている事業者への助成が検討されています。

(3) 次期計画策定に向けての検討の視点

本市では，利用者負担の軽減といったいわゆる低所得者対策については，全国統一的な国の制度として，(1)のとおり，種々の対策が講じられております。

利用者負担に対する負担感については，先に実施した「介護保険事業計画策定のための実態調査」において，「支払いが困難な額である」という回答は全体の 7.7%となっています。



支給限度額に対する居宅サービスの利用状況を要介護（要支援）度別，保険料段階別に見ると，概ね大差ない状況となっています。

要介護度別・保険料段階別1人当たり居宅サービス利用料(対支給限度額比率)
(平成22年度実績/平成23年7月審査)

